

富士山南麓における送電設備建替計画について

1 経緯・現状

- ・東日本大震災を契機とし、東日本と西日本間の電力融通の必要性が高まり、電力広域的運営推進機関（国の認可機関）は、佐久間東幹線建替計画を含む「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」を策定した（2016年6月）。
- ・佐久間東幹線増強他の設置が重要送電設備等指定制度に基づく指定を受けた（2019年7月）。
- ・事業者は、国、静岡県、関係市町等と協議し、景観や自然環境等に配慮した事業の実施手法を検討し、それに基づき工事の準備を進めている。
- ・富士山世界文化遺産協議会事務局は、当該計画について、事業者からの聴き取り結果及び学術委員会小委員会の意見を踏まえ、第12回学術委員会（2019年10月）及び第17回作業部会（同年11月）にて内容を報告した。その後、第13回学術委員会（2020年2月）にて世界遺産としての価値に負の影響は確認又は予見されていないことが承認され、第18回作業部会（同年6月）で行った意見照会でも異論はなかった。

日 程	内 容
2016年 6月	○国の認可機関が、「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」を策定
2017年 ～2019年	○事業者が、関係機関と協議のうえ、景観や自然環境等に配慮した事業の実施手法を検討し、調査・測量等に着手
2018年 11月	○学術委員会小委員会で、計画・実施手法を精査及び対応を検討
2019年 7月	○経済産業大臣が重要送電設備等指定制度に基づき佐久間東幹線増強他の設置を「重要送電設備等」に指定
2019年 8月～9月	○事業者が関係市町の景観条例に基づく適合通知（工事着手許可）を受領
2019年 10月21日 11月1日	○第12回学術委員会及び第17回作業部会で「経過観察指標に係る年次報告について」の中で計画を報告
2020年 2月6日 6月24日	○第13回学術委員会で、当該事業に関し、世界遺産としての価値に負の影響は確認又は予見されていない旨承認 ○第18回作業部会における意見照会で異論なし
2020年 7月現在	○事業者が工事計画の検討等を実施中

2 対応

学術委員会及び作業部会での意見を踏まえ、当該計画は、世界遺産としての価値に負の影響は確認又は予見されていないものと承認する。

3 スケジュール

2020年度～：工事計画の検討、用地対応等

2022年度：着工

2027年度：竣工